

医師国保からのお知らせ

～平成26年度分国民健康保険料および減額申請手続き等～

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合の財政状況は、医療費の増加や後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護給付費納付金の急増により大変厳しいものとなっております。組合員の皆様のご理解のもと、国民健康保険料について平成23年、24年に約20%、25年に約5%引き上げ、平成24年11月には一部保険給付の見直しを実施したところであり、2年連続実質単年度収支黒字の見込みとなりました。

2月20日に開催いたしました通常組合会において、平成26年度事業計画および予算につき審議の結果、介護給付費納付金に対する収支見込みが赤字となる見込みではありますが、平成26年度の保険料は25年と同額に据え置き、給付内容は現行どおりと決定しましたのでお知らせいたします。

なお、平成26年度は厚生労働省の通知に基づいた組合員資格の調査と、厚労省による5年ごとに実施している組合員の所得調査の実施年度となりますので、引き続き組合員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

また、保険料減額の適用、申請方法（4ページ以降）についても併せてお知らせいたしますので、適用を希望される方（新規・継続とも）は、ご申請願います。

敬具

1. 平成26年度分（平成26年4月～平成27年3月）国民健康保険料について

国民健康保険料（月額）は、(1)～(3)の合計額です。

(1) 基礎賦課額および後期高齢者支援金賦課額の計（従来の「医療分保険料賦課額」）

ア. 75歳未満の組合員（被保険者である組合員）	26,600円
イ. 組合員の世帯に属する被保険者一人につき	11,200円
ウ. 75歳未満の准組合員（被保険者である准組合員）一人につき	13,300円
エ. 准組合員の世帯に属する被保険者一人につき	11,200円

(2) 介護納付金賦課額

40歳以上65歳未満の被保険者（＝介護保険第2号被保険者）一人につき	3,700円
------------------------------------	--------

(3) 後期高齢者賦課額（広域連合に納付する後期高齢者医療制度の保険料とは別のもの）

ア. 75歳以上の組合員（被保険者資格のない組合員）	5,000円
イ. 75歳以上の准組合員（被保険者資格のない准組合員）	1,000円

2. 保険料の減額申請について（手続き方法は4ページ以降をご参照ください）

組合員の前年分の総収入金額が2,500万円未満であり、かつ、所得税の課税される所得金額が400万円未満である場合には、申請に基づき、組合員およびその家族の保険料を減額します。准組合員およびその家族は適用されません。

【送付先・お問合せ】大阪府医師国民健康保険組合

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町二丁目1番20号（大阪府医師協同組合別館2階）

TEL (06) 6761-8096 FAX (06) 6761-0596 <http://osaka-ishikokuho.or.jp>

平成 26 年度保険料の減額申請について

平成 25 年分の総収入金額が 2,500 万円未満であり、かつ、所得税の課税される所得金額が 400 万円未満の組合員は、申請により、当該組合員本人およびその世帯に属する被保険者の保険料を減額します。准組合員およびその世帯に属する被保険者は減額の対象となりません。（総収入金額は、株売買等による場合など一時的に収入として計上される金額をも含めた合計収入です。）減額保険料額および減額申請の方法は次のとおりです。

■ 減 額 保 険 料（月 額）（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）

※組合員の総収入金額が 2,500 万円未満、かつ、課税される所得金額が 400 万円未満の場合に適用

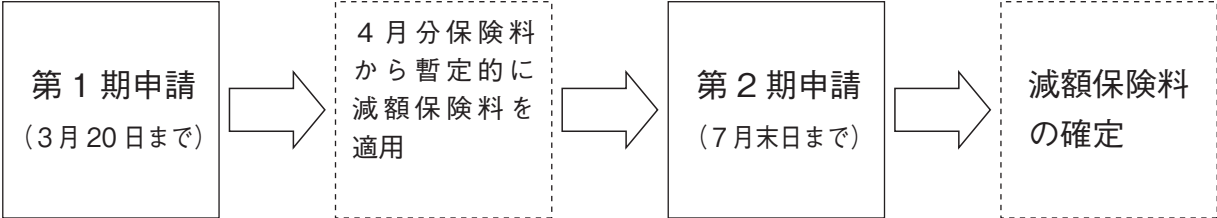
区 分 課税所得金額	基礎賦課額および後期高齢者支援金賦課額合計 (従来の医療分保険料賦課額)		介護納付金賦課額	後期高齢者賦課額
	75 歳未満組合員	組合員の世帯に属する 被保険者		75 歳以上組合員
300 万円を超え 400 万円未満の者	24,100 円	11,200 円	3,700 円	3,000 円
200 万円を超え 300 万円以下の者	19,300 円	11,200 円	3,700 円	
100 万円を超え 200 万円以下の者	14,400 円	9,400 円	2,900 円	
100 万円以下の者	9,400 円	5,500 円	2,000 円	
0 円の者	5,700 円	3,300 円	1,100 円	

■ 保 険 料 減 額 申 請 の 方 法

保険料の減額を希望される方（新規、継続とも）は、次の申請手順により 2 回にわたり書類を提出していただく必要があります。第 1 期と第 2 期の申請により保険料の減額を確定することとなりますので、必ず期日までにそれぞれ申請要領（5 ページ参照）の書類を提出してください。

減額の適用は、前年の所得を基準に判定しますので、25 年度において、減額の適用となった方が、26 年度においても減額の継続を希望される場合には、あらためて申請していただく必要があります。

< 申請手順と減額保険料の適用時期 >



- (注 1) 保険料の減額適用は 4 月からとなりますが、第 1 期の申請期日を過ぎて申請された場合は、5 月以降（申請受付日の翌月から）の適用となります。
- (注 2) 第 1 期の申請により総収入金額、課税される所得金額を、また第 2 期の申請により確定後の所得金額を確認し、減額保険料を確定させていただくこととなります。
- (注 3) 7 月以降に申請される場合は、第 1 期、第 2 期の申請を同時にしてください。